

看護学生奨学金制度のご案内

この制度は看護師を養成する学校に通う方を対象に、奨学金の貸付を行うものです。

【対象者】

看護師を目指し看護学校に在学中の方で、卒業後、当センターに看護師として勤務を希望される方。

(免許所得後、六ヶ所村医療センターへ入職し、年間、関東圏内の協会内施設で研修。研修終了後、六ヶ所村医療センターで勤務となります)

【貸与額】

月額 50,000円

当月分を毎月 25 日に、ご指定口座へお振込みいたします。

(但し 25 日が土曜日の場合は、前日の銀行営業日、

25 日が日曜日の場合は、翌日の銀行営業日 にお振込みをいたします)

【貸与期間】

看護学校等の学則に定める正規の在学期間。

【返済】

看護師資格を取得後、奨学金の貸与を受けた期間を当センターで勤務することにより返済義務が免除されます。

ただし、学校を中途退学した場合等の在学期間中の諸事由、または当センター勤務年数が貸与期間に満たない場合、看護奨学金貸与規程によりご返済いただきます。

【返済免除について】

1年間の関東圏施設で研修後、当センターへ勤務開始後、初回給与を1回目とし毎月の給与へ5万円を給与所得として、所得税を徴収する課税処理を行わせていただきます。(貸付期間中は、本人所得としていないため)

【お問合せ】

六ヶ所村医療センター

事務部 総務担当 安田・水落(みずおち)

〒039-3212

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字野附 986 番地 4

TEL:0175-73-7122(代表)